

令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について

1 発生事案相違点の検証

当該生徒と保護者、引率者、旅行業者、飲食店に確認し、相違点を検証

以下(1)～(7)の項目は令和8年3月の総務文教常任委員会資料の記載文

(赤字が相違点、青字は対応等の問題点)

- (1) 事前に旅行会社を通じて、食品成分表を確認の上、イクラ等の魚卵を使用していない海鮮丼をオーダーしてあった。

当該生徒・保護者より	旅行業者・飲食店より (以下、「旅」「飲」)	確認した結果
成分表はだれが作ったものかわからない	旅:成分表は旅行業者から学校にメールで送信 飲:成分表にイクラを記載していなかったことを確認	学校は成分表を受理し、アレルゲンのない食事であることを事前に確認 飲食店側が成分表にはない食材を複数使用していたが、喫食前に成分表との比較は確認せず (当日の写真(No.3-3)にて確認)

- (2) アレルギー対応のため、全生徒共通メニュー

当該生徒・保護者より	旅行業者・飲食店より	確認した結果
	旅:事前に生徒・引率者分の海鮮丼を発注	刺身が苦手な生徒への別メニューが用意 (当日の写真(No.3-3)にて確認)

- (3) 店側が生徒のあいさつがよかったとの理由から、当初、食品成分表にないイクラをサービスで海鮮丼に追加し提供した。

当該生徒・保護者より	旅行業者・飲食店より	確認した結果
挨拶が良かったからサービスしたというのは違う	旅:覚えていない 飲:そのようなサービスは行っていない	飲食店従業員からあいさつがよかったとの発言を聞いた引率者もあり、明確に確認できず

(4)海鮮丼の蓋を取った時点で、当該生徒と当該養護教諭ともにイクラが入っていることに気付いた。

当該生徒・保護者より	旅行者・飲食店より	確認した結果
	飲:海苔に湿気がうつるため、どんぶりに蓋をかぶせない	蓋はなかった (当日の写真にて確認) 別メニューには蓋があったため、引率者の誤認と考えられる
先生たちが先に気付いたのではなく、自分がイクラに付き、聞きに行った		生徒からの問いかけがあり、イクラが入っていることに気付いた (「とったら食べられる?」との声かけの後、養護教諭がイクラを取り除いた)

(5)オーダーと異なる内容であったため、当該養護教諭が当該生徒に確認の上、改めてイクラが入っていない海鮮丼を提供してもらい当該生徒は喫食した。

当該生徒・保護者より	旅行者・飲食店より	確認した結果
店側が気付いて、イクラが入っていないものを提供してくれた (その後、「代替食の提供依頼をしたのは引率者だったかもしれない」と変更)	旅:覚えていない 飲:覚えていない	代替食を飲食店に依頼した引率者がいるため、学校が直接代替食の提供を依頼した可能性が高い

(6)当該生徒保護者より電話で本事案について問い合わせがあり、当該養護教諭は内容について説明した。

当該生徒・保護者より	旅行者・飲食店より	確認した結果
旅行後に生徒自らが保護者に伝えた		校長は当日中の保護者連絡を指示していたが、連絡したか確認を怠った

(7)令和6年秋以降、市教委が当該生徒保護者と別案件について面談をする中で、本事案についての話が合った。

当該生徒・保護者より	旅行者・飲食店より	確認した結果
令和5年度から伝えている		認識違い 令和6年度ではなく、令和5年度であった

※令和8年2月及び3月の総務文教常任委員会で報告する際に、より多くの情報を得て、より正確な情報を報告するべきところを少数の引率者の記憶をもとに報告資料を作成していた。

2 発生事案への対応

(1) 当該教職員への対応

- ・ 県教育委員会へ経緯について報告
食材が提供された際の養護教諭の不適切な言動
校長としての監督責任
- ・ 当該養護教諭に対しての指導

(2) 市教育委員会事務局への対応

- ・ ヒヤリハット事案の報告に関するマニュアルが未整備であったことから、対応が大幅に遅れたため、教育長から関係職員に対し注意及び指導

(3) 当該生徒への対応

- ・ 生徒へ謝罪を申し入れ、現在、謝罪方法について調整中

3 再発防止策 食物アレルギー対応マニュアルの改訂と周知徹底

(1) ヒヤリハット報告

- ・ ヒヤリハットを市教委へ報告する 「食物アレルギーヒヤリハット報告書(様式11)」
- ・ 令和8年3月6日(金)各学校に報告について周知

(2) 宿泊を伴う学校行事における食物アレルギー対応の見直し

- ・ 対応についての面談後に確認書を作成 「学校行事食物アレルギー確認書(様式9-2)」
- ・ 保護者、学校職員との情報共有

(3) 令和8年度版 食物アレルギー対応マニュアルの周知

- ・ 令和8年3月13日(金)校長会で概要を周知
- ・ 令和8年3月26日(木)説明会でマニュアルの変更について周知
(参加者:管理職、養護教諭、給食関係職員等)

(4) 食にかかわる学習活動における食物アレルギー対応の見直し

- ・ 食物アレルギー対応の実施計画を作成 「食に関する活動実施計画(様式12-1)」
- ・ 職員や保護者と対応についての情報共有 「食に関する活動対応確認表(様式12-2)」
- ・ 令和8年4月15日(水)校長会で様式の活用について周知

(5) 各種対応の可視化

- ・ 宿泊を伴う学校行事や食に関わる学習活動における食物アレルギー対応を可視化したフローチャート図をアレルギーマニュアルに位置付ける。